

雇用サービスだより

事業主の皆様へ 人材開発支援助成金のご案内

ご利用の事業主が
増えています！

～事業展開等リスキリング支援コース～
新規事業展開やDX推進等の人材育成に活用できます！

新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識および技術を習得させるための訓練を助成の対象にしています。

【主な要件】

- ① 訓練時間数が**10時間以上**であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練**で、以下のいずれかに該当する訓練であること
 - i. 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
 - ii. 事業展開は行わないが、事業主において**企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練**

【助成率・助成限度額】

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

【受講者1人あたりの経費助成限度額】

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

注：eラーニング、通信制、定額制サービスによる訓練は経費助成のみです。

社員教育の必要経費
を助成します！

～人への投資促進コース～ 企業内の「定額制訓練」をサポートします！

労働者の多様な訓練の選択・実施を可能にする定額受け放題研修サービス（サブスクリプション）（※）を助成対象化します

※ 1訓練当たりの対象経費が明確でなく、同額で複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練です。

【主な要件】

- ① 定額制サービスによる訓練であること
- ② 業務上義務付けられ労働時間に実施される訓練であること
- ③ OFF-JTであって事業外訓練であること
- ④ 各支給対象労働者の受講時間数を合計した時間数が、支給申請時において**10時間以上**であること
- ⑤ 職務に関連した専門的知識や技術を習得するための訓練を受講し修了すること

【定額制訓練の助成率・助成額】

経費助成率	◎ 中小企業60% （+15%） ◎ 大企業45% （+15%）（ ）内は賃金要件・資格手当要件を満たした場合に加算。
助成額 （限度額）	定額制訓練は、受講者1人当たりの限度額は設定していません。 人への投資促進コースとして、 1年度当たり2500万円 が上限です。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 石川労働局職業安定部職業対策課（Tel.076-265-4428）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ko-you_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

人材開発支援助成金

検索



求人票の充実をサポートします！ ～建設業を対象に人材確保セミナーを開催しました～

石川労働局は、（一社）石川県建設業協会と締結している「人材確保対策推進協定」に基づく取組として、令和5年11月16日（木）に建設業の事業主等を対象に「建設業の人材確保セミナー」を開催しました。

セミナーには、建設業の人事担当者30名が参加し、厚生労働省やハローワーク金沢の担当者から、求人票の充実への取組について説明があり、参加者は熱心に聴講していました。

よりよい人材を確保するためのポイント等についてセミナーでは、以下のような説明を行いました。

- 自社の現状（弱みと強み）を知り、求める人材を明確にすることが重要であること。厚生労働省による「職場情報提供サイト（愛称：job tag）」を活用し、他社の状況を収集、タスク（仕事内容）を整理して、求める人材を明確にすること。
- 求職者は、求人票に記載の仕事の内容や労働条件を重視する傾向にあることから、求職者のニーズを知ることが必要であること。特に、未経験者を想定している場合は、採用後のフォロー体制や採用歴を記載する、経験者を想定している場合は、他社より良い待遇・条件を積極的にアピールする等、人物像に応じた記載方法の工夫が必要であること。



ハローワークでは、求人票の見直しに取り組む事業主の皆様をサポートしております！

求人票の見直しに、ハローワークをご利用ください！

県内ハローワーク一覧 →

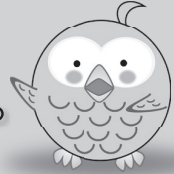




石川県内の最低賃金

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

- 最低賃金は、パート・アルバイト等雇用形態に関係なく適用されます。
- また、労使が最低賃金未満で働くことに合意していたとしても無効となり、適用される最低賃金額で労働契約したものとみなされます。



石川労働局広報キャラクター「こうぼう」

◇地域別最低賃金（すべての労働者に適用されます）

改正発効日 令和5年10月8日

最低賃金の名称	時間額	適用労働者
石川県最低賃金	933円	石川県内の事業所で働くすべての労働者（特定最低賃金の適用業種で働く労働者で基幹的労働者でない者も含む）

○下記のほか、石川県の区域には「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業最低賃金」が定められていますが、石川県最低賃金が適用されるため、時間額933円以上支払う必要があります。

◇特定最低賃金（特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます）

改正発効日 令和5年12月31日

No.	最低賃金の名称	時間額	適用労働者
1	一般機械 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	1,000円	石川県内の左記No.1～4の事業所（適用される業種は裏面をご参照ください）で働く基幹的労働者 基幹的労働者でない者（特定最低賃金適用除外労働者） 【各特定最低賃金No.1～No.4共通】 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 【一般機械No.1、自動車No.2】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 【電気機械No.3】 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
2	自動車 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	1,000円	
3	電気機械 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	963円	
4	百貨店 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	950円	

厚生労働省

石川労働局

>最低賃金に関するお問い合わせ先
...労働基準部賃金室（☎076-265-4425）または 最寄りの労働基準監督署

最低賃金のリーフレット等の資料はこちら▶



特定最低賃金が適用される業種

No.	適用業種(日本標準産業分類による)
1	①金属素形材製品製造業(粉末や金製品製造業を除く) ②ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③その他の金属製品製造業(打ちはく製造業を除く) ④ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤一般産業用機械・装置製造業(細分類が不詳なものも含む)(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く) ⑥その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦農業用機械器具製造業(農業用器具を除く)のうち細分類が不詳なもの ⑧農業用トラクタ製造業 ⑨建設機械・鉱山機械製造業(細分類が不詳なものも含む)(建設用ショベルトラック製造業を除く) ⑩繊維機械製造業(細分類が不詳なものも含む)(工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く) ⑪生活関連産業用機械製造業 ⑫基礎素材産業用機械製造業 ⑬金属加工機械製造業 ⑭半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑮その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑯発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑰産業用電気機械器具製造業(車両用電気配線装置製造業を除く) ⑱①～⑰の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑲純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑰に掲げる産業に分類されるものに限る。)
2	①自動車・同附属品製造業 ②自転車・同部分品製造業 ③前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。)
3	①電子デバイス製造業 ②電子部品製造業 ③記録メディア製造業 ④電子回路製造業 ⑤ユニット部品製造業 ⑥その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ⑦民生用電気機械器具製造業 ⑧電子応用装置製造業 ⑨通信機械器具・同関連機械器具製造業 ⑩映像・音響機械器具製造業 ⑪電子計算機・同附属装置製造業 ⑫①から⑪の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑬純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が①から⑪に掲げる産業に分類されるものに限る。)
4	①百貨店、総合スーパー ②前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ③純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①に掲げる産業に分類されるものに限る。)

◇「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」、「断続的労働に従事する者」など一定の要件を満たすものは、労働局長による最低賃金の減額特例許可を受けた場合、適用される石川県最低賃金、特定最低賃金を減額して支払うことが認められます。

◇複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

◇派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定最低賃金が適用されます。

◇最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

◇最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

▶▶ 石川労働局からのお知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」について

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

パート・アルバイトで働く方の中には、手取り収入が減ることを避けるため、働きたいのに一定の水準以上は働くことを控える方が生じる、いわゆる「年収の壁」について長年指摘されてきました。

これを克服するため、キャリアアップ助成金の新規コース創設、配偶者手当の見直し促進など、「年収の壁・支援強化パッケージ」をスタートしました。詳細は、厚生労働省ホームページなどでご確認ください。

問い合わせ先：年収の壁突破・総合相談窓口 電話：0120-030-045(受付時間 平日 8:30～18:15)

(R5.12)





令和5年度第1回石川県地域職業能力開発促進協議会を開催

～ 令和6年度石川県地域職業訓練実施計画策定に向けた方針を決定 ～

石川労働局は、令和5年11月1日（水）に令和5年度第1回石川県地域職業能力開発促進協議会を開催しました。

協議会においては、各委員が把握した人材ニーズ等の情報を共有するとともに、職業訓練の効果を検証するなど活発な意見を交わし、「令和6年度石川県地域職業訓練実施計画の策定に向けた方針」を決定しました。



「鹿島興亜電気株式会社」をユースエール企業に認定しました

石川労働局は、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業であるとして、鹿島興亜電気株式会社（鹿島郡中能登町武部）を若者雇用促進法に基づくユースエール企業として認定しました。

令和5年11月1日、石川労働局において認定通知書交付式を実施しました。



☆ユースエール認定制度について☆

「ユースエール認定制度」とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を「若者雇用促進法」に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



「学生・若年求職者向け合同就職面接会」を開催しました



石川労働局は、11月27日（月）に石川県本多の森庁舎会議室にて令和6年春卒業予定の学生及び概ね35歳未満の若年求職者を対象とした「学生・若年求職者向け合同就職面接会」を開催しました。

面接会には「ユースエール」「くるみん」「えるぼし」等の厚生労働省認定制度を取得している企業が参加し、業務内容や雇用環境について説明を行いました。

七尾市合同就職面接会を開催

ハローワーク七尾は、11月12日（日）に矢田郷地区コミュニティセンターにて「七尾市合同就職面接会」を令和4年8月に締結した「七尾市雇用対策協定」に基づき、七尾市と合同で開催しました。

● 参加企業21社 参加求職者26名

当日はあいにくの雨模様となりましたが、各ブースでは、参加した26名の求職者が熱心に説明を聞く姿が見られました。

参加企業からは、「人手不足の中、合同就職面接会が一番成果につながっている。」「多くの方と面談ができた。」といった声などが聞かれました。

今回のイベントを契機に、一人でも多くの求職者の就職につながることを祈念します。



管内労働市場のうごき（令和5年10月分）

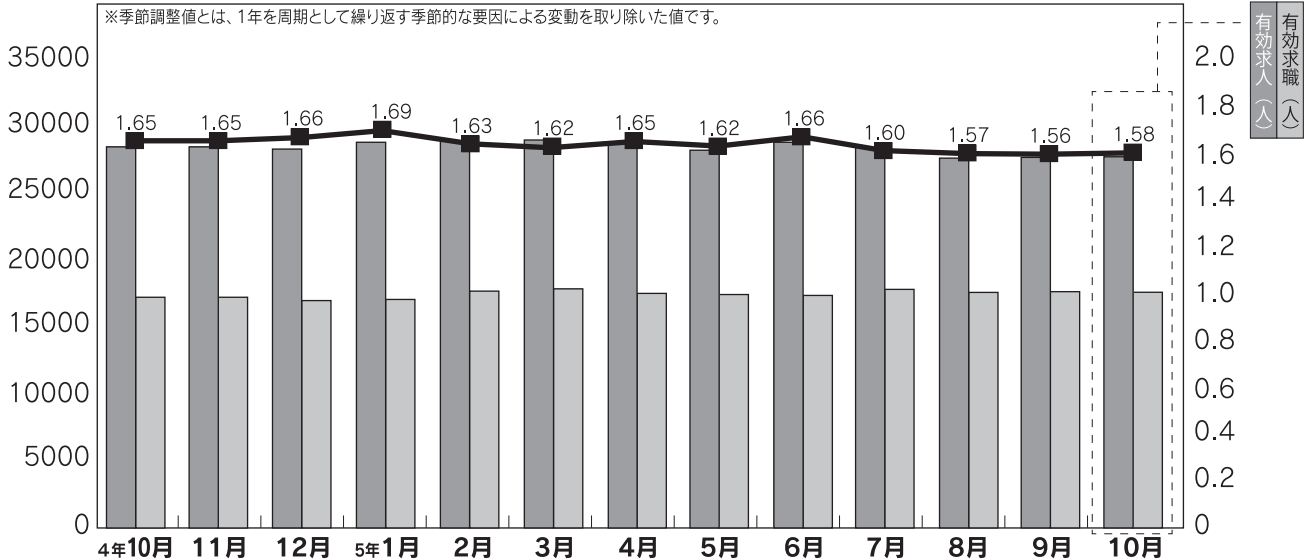
10月の窓

有効求人倍率（季節調整値）
1.58倍

正社員
有効求人倍率
1.27倍

～求人される皆様へ～
正社員求人をお願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人人数	27,565	27,567	27,419	27,925	28,007	28,054	27,956	27,314	27,905	27,482	26,766	26,771	26,833
有効求職者数	16,681	16,710	16,480	16,562	17,131	17,269	16,938	16,809	16,835	17,229	17,080	17,175	17,035

◎令和4年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。
 ◎10月の有効求人人数(季節調整値)は前月と比べて0.2%増加し、有効求職者数(季節調整値)は0.8%減少したため、有効求人倍率は1.58倍となり、前月と比べ0.02ポイント上昇しました。
 また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.27倍となり、前年同月と比べ0.02ポイント低下しました。

●新規求人の動向

区分	4年度	5年10月	前年同月比
合計	116,052	9,028	▲2.6
建設業	9,192	759	▲0.4
製造業	15,297	1,284	▲13.8
食料品、飲料	3,429	306	▲28.2
繊維工業	2,071	229	1.3
はん用機械器具	1,387	88	▲27.9
生産用機械器具	1,871	126	▲17.6
業務用機械器具	172	16	14.3
運輸業、郵便業	7,161	532	▲13.6
卸売業、小売業	19,406	1,744	13.1
宿泊業、飲食サービス業	13,467	852	▲8.4
医療、福祉	23,377	1,601	▲11.6
サービス業	12,796	1,097	4.0

(注)1 パートタイムを含む。
 (注)2 平成25年10月改訂の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

●職業別有効求人倍率（常用）

令和5年10月

区分	有効求人(人)	有効求職(人)	有効求人倍率(倍)
合計	25,646	17,046	1.50
管理的職業	72	35	2.06
専門的・技術的職業	4,235	2,119	2.00
事務的職業	2,356	3,832	0.61
販売の職業	3,876	929	4.17
サービスの職業	6,307	1,553	4.06
保安の職業	649	101	6.43
農林漁業の職業	126	138	0.91
生産工程の職業	2,809	1,440	1.95
輸送・機械運転の職業	1,258	455	2.76
建設・採掘の職業	1,153	191	6.04
運搬・清掃・包装等の職業	2,805	2,715	1.03
分類不能の職業	0	3,538	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
 金沢駅西合同庁舎5階
 (平日 8時30分～17時15分)

職業安定課：TEL 076-265-4427
 需給調整事業室：TEL 076-265-4435
 職業対策課：TEL 076-265-4428
 訓練課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP

